

# 戦略的イノベーション創造プログラム（SIP）（豊かな食が提供される持続可能なフードチェーンの構築）に関する特別約款

令和8年3月16日制定

## （委託費の限度額）

第1条 甲乙間の契約が戦略的イノベーション創造プログラム（SIP）（豊かな食が提供される持続可能なフードチェーンの構築）（以下「本事業」という。）にかかる委託業務の委託期間が一事業年度（4月1日から翌年3月31日までの1年間をいう。）を超える契約である場合は、契約期間中の最終年度を除き、毎事業年度に実施するSIPガバニングボード（有識者等で構成される。）の評価に基づき、乙による委託業務の成果（以下「研究成果」という。）に対する甲の評価結果等を踏まえ、本事業のプログラムディレクター（以下「プログラムディレクター」という。）が決定した翌事業年度の委託費の限度額に基づき、甲は、翌事業年度の開始後速やかに、乙との間で委託費の限度額に係る変更契約を締結するものとする。

## （中間技術評価の実施）

第2条 甲は、委託業務の進捗状況を確認する必要があると認めるときは、委託期間の終了を待つことなく、委託業務に関する技術評価（以下「中間技術評価」という。）を行うことができる。乙代表機関は、中間技術評価に際して次の各号に掲げる措置を講じる。

- 一 乙構成員の進捗状況を取り纏めて甲へ報告すること。これには現状の問題と当該問題を解決するための対策並びに対策の妥当性も含まれること。
- 二 甲の判断に基づき甲の職員が委託業務の実施場所へ出向いて実施状況を確認する必要性が生じた場合は、立ち会い等の必要な対応を行うこと。

2 甲は、前項の措置を講じた結果、特に必要があると認めるときは、乙代表機関と協議し、乙代表機関に対して委託業務の実施に必要な指示を行う。これには甲の判断に基づく委託業務内容の見直し、中止等が含まれる。

## （実績報告）

第3条 本事業においては、試験研究委託契約共通約款（以下「共通約款」という。）第7条第4項の次に第5項として次の規定を追加する。

5 乙代表機関は、委託業務を受託した又は受託しないが協力機関として参画した民間企業が自ら支出した研究費用（以下「民間投資」という。ただし、特記事項第1条に基づきマッチングファンド方式の対象となる民間企業は除外する。）について、毎年度、甲が別途指定する期日までに当該年度の民間投資の実績等を取り纏め甲へ報告するものとする。

## （契約の変更）

第4条 第1条に規定した翌事業年度の委託費の限度額の決定にともなう翌事業年度当初の契約変更以外に、甲は、次の各号のいずれかの場合は、乙との間で当該見直しに係る変更契約を締結するものとする。

- 一 プログラムディレクターが委託業務の期間、目的又は予算額等の見直しが必要であると判断した場合
- 二 甲が、共通約款第11条に規定した実績報告書の検査結果又は第2条に規定した中間技術評価

の結果に基づいて、翌年度以降の委託業務内容の見直しが必要であると判断し、これをプログラムディレクターが認めた場合

(契約、実施計画書以外の変更)

第5条 乙構成員は、以下の各号のいずれかに該当する場合は「委託試験研究実施計画書・試験研究計画書の変更届(経理様式10)」を乙代表機関を通じて甲へ事前に提出して報告するものとする。

- 一 員数を設定していたポストドク、研究補助者が確定した場合。
- 二 乙構成員内部で研究実施責任者、研究実施者、研究補助者等を変更する場合。

(用語の定義)

第6条 本約款において「バックグラウンド知的財産」とは、乙構成員が委託業務の開始前から保有していた特許権等及び委託業務開始後に委託費によらずに取得した特許権その他の知的財産権をいう。

2 本約款において「フォアグラウンド知的財産」とは、委託業務によって発生した特許権その他の知的財産権をいう。

(知財委員会)

第7条 甲に設置される知財委員会は、プログラムディレクター、関係府省及び有識者等から構成され、研究成果に関する論文発表及び知財の権利化・秘匿化・公表等の方針決定等のほか、必要に応じて特許権等の実施許諾に関する調整などを行う。

2 秘密保持、バックグラウンド知的財産、フォアグラウンド知的財産の取扱いに関して、委託業務の推進に支障を及ぼす恐れがある場合には、知財委員会において調整して合理的な解決策を得るものとする。

(バックグラウンド知的財産の共有、実施許諾)

第8条 乙構成員は、委託業務を遂行する目的に限定して、委託業務を開始し遂行するために必要となる乙構成員のバックグラウンド知的財産(本条においては著作権及びノウハウを除く。)を相互に開示するとともに、委託期間中は、当該バックグラウンド知的財産の保有者が定める条件に従い、当該バックグラウンド知的財産を相互間で実施許諾するように努めるものとする。

2 乙構成員のバックグラウンド知的財産がSIP「豊かな食が提供される持続可能なフードチェーン構築」の研究に携わる他のコンソーシアムが進める委託研究に有用であるとプログラムディレクター又は知財委員会が判断する場合には、当該バックグラウンド知的財産の保有者である乙構成員は、委託期間中は、当該バックグラウンド知的財産に係る情報を他のコンソーシアムに属する構成員との間で共有するとともに、当該バックグラウンド知的財産の実施を必要とする他のコンソーシアムに属する構成員に対して、実施許諾の条件を設定して、当該バックグラウンド知的財産を実施許諾するように努めるものとする。この際、当事者間で秘密保持契約等を締結して、バックグラウンド知的財産に係る情報の漏えいを防ぐ対策を講じることとする。

3 委託期間終了後に委託業務で得られたフォアグラウンド知的財産を利用するに際して、他の乙構成員が有するバックグラウンド知的財産の使用が不可欠である場合は、当該バックグラウンド知財の保有者はフォアグラウンド知的財産を利用しようとする者に対して、実施許諾の条件を設定して、当該バックグラウンド知的財産を実施許諾するように努めるものとする。

4 バックグラウンド知的財産を実施許諾する際の知財権者の対応及び許諾条件が本事業の推進に

支障を及ぼすおそれがある場合は、知財委員会が調整して合理的な解決案を得るものとする。

(フォアグラウンド知的財産の共有、実施許諾)

第9条 乙構成員は、委託業務を遂行する目的に限定して、委託期間中は、委託業務によって得たフォアグラウンド知的財産（本条においては著作権及び営業機密を除く。）を、当該フォアグラウンド知的財産の保有者が定める条件に従い、相互間で実施許諾するように努めるものとする。

2 研究成果の有効活用を図る観点から、フォアグラウンド知的財産がS I P「豊かな食が提供される持続可能なフードチェーンの構築」の研究に携わる他のコンソーシアムが進める委託研究に有用であるとプログラムディレクター又は知財委員会が判断する場合は、当該フォアグラウンド知的財産の保有者である乙構成員は、委託期間中は、当該フォアグラウンド知的財産に係る情報を他のコンソーシアムに属する構成員との間で共有するとともに、当該フォアグラウンド知的財産の実施を必要とする他のコンソーシアムに属する構成員に対して、実施許諾の条件を設定して、当該フォアグラウンド知的財産を実施許諾するように努めるものとする。この際、当事者間で秘密保持契約等を締結して、フォアグラウンド知的財産に係る情報の漏えいを防ぐ対策を講じることとする。

3 第三者へのフォアグラウンド知的財産の実施許諾は、乙構成員よりも有利な条件にはしない範囲で知的財産の権利者が定める条件に従い、知財権者が許諾可能とする。

4 フォアグラウンド知的財産を実施許諾する際の知財権者の対応及び許諾条件が本事業の推進に支障を及ぼすおそれがある場合は、知財委員会が調整して合理的な解決案を得るものとする。

(特約)

第10条 委託業務開始日の属する事業年度の翌事業年度以降において、以下の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合、甲は、委託費の上限額の減額又は委託業務の中止を行うことができる。この場合、委託費の上限額の減額又は委託業務の中止によって乙に損害が生じても甲は一切の責任を負わないこととする。

一 独立行政法人通則法（平成11年7月16日法律第103号。以下「通則法」という。）第35条の4の規定に基づき定められた中長期目標の期間終了時における事業評価において、国が予算停止措置等の判断をした場合。

二 その他、戦略的イノベーション創造プログラム事業に対する国から甲への予算措置が縮減又は停止された場合。

(中長期計画を越える契約の効力)

第11条 甲乙間の契約の終期が通則法に定める甲の中長期計画における最終年度を超える場合、その翌年度以降の期間に係る当該契約の効力は、通則法第35条の5の規定に基づき、甲の次期中長期計画が農林水産大臣及び財務大臣の認可を受けることを条件として生ずるものとする。

特記事項

(マッチングファンド方式の条件等)

第1条 本事業にかかる委託業務のうち、委託業務の研究成果が中間評価時に提出した社会実装計画書において「民間財」として整理された研究テーマに民間企業等（民間企業、公益・一般法人、NPO法人、協同組合及び農林漁業者をいう。大学、国研等およびスタートアップは対象外。以下同じ。）が参画する場合、当該民間企業等が自ら支出する費用（以下「自己資金」という。）の2倍

以内の委託費を甲が支出する方式（以下「マッチングファンド方式」という。）を適用するものとする。

ただし、中間評価時に提出した社会実装計画書において「公共財」として整理された研究テーマに参画する民間企業等については、マッチングファンド方式を適用しないものとする。

- 2 前項に定めるマッチングファンド方式の適用に当たっては、テーマ単位での判定によらず、委託業務に含まれるマッチングファンド方式の対象となる全テーマを一体として取り扱うものとし、当該対象テーマ全体について自己資金割合が50%以上となるよう、民間企業等は自己資金の拠出を行うものとする。
- 3 本事業における乙構成員のうち民間企業等が委託期間において負担する自己資金の金額は、実施計画書に記載のとおりとする。また当該民間企業等は、自己資金を実施計画書に記載された経費の区分に従って使用しなければならない。当該実施計画書が変更されたときも同様とする。
- 4 乙構成員のうち民間企業等は、前項の自己資金について専用の帳簿を備え、収入支出の額を経費項目に従って記載し、その出納を明らかにしておかなければならない。また、当該民間企業等は、帳簿及びその支出内容を証する証拠書類を、本委託業務が終了した日の翌年度の4月1日から起算して5年間、整理・保管しなければならない。

#### （マッチングファンド方式の自己資金）

第2条 本事業における乙構成員のうち民間企業等は、自己資金の支出実績が不足し、マッチングファンド条件を満たさない場合は、マッチングファンド条件を満たすまで、委託費を財源に支出された経費を自己資金に振り替えることとし、振り替えを行ったことにより過払いとなった委託費は、共通約款第18条に基づき甲に返還するものとする。

- 2 本事業における共通約款第19条第4項の適用に関して、乙構成員が委託費で取得した取得財産のうち取得価格が50万円以上の研究機器を一時的に他の研究開発事業に使用する場合には、破損した場合の修繕費、光熱水料等の一時使用に要する経費を委託費及び自己資金から支出してはならない。

#### （マッチングファンド方式の自己資金で取得した財産）

第3条 乙構成員は、本事業の実施のために自己資金で取得した財産について、善良なる管理者の注意をもって管理するものとする。乙構成員は、委託業務を実施するため自己資金により製造し、取得し、又は効用を増加させた財産のうち、取得価格が50万円以上の研究機器については、委託期間中、委託業務に支障が生じない範囲内で、一時的に他の研究開発事業に使用することができる。この場合、当該乙構成員は次の各事項を遵守するものとする。

- 一 当該乙構成員が一時使用する場合には、破損した場合の修繕費、光熱水料等の一時使用に要する経費を委託費及び自己資金から支出してはならない。
- 二 当該乙構成員以外の者が一時使用する場合には、当該乙構成員は、一時使用予定者との間で、破損した場合の修繕費、光熱水料等の一時使用に要する経費の取り扱いについてあらかじめ取り決めを締結することとし、当該経費を委託費及び自己資金から支出してはならない。

#### 附 則

この特別約款は令和8年3月16日より施行する。